

郡山市営住宅建替事業等に伴う移転料の支払いに関する要綱

平成5年4月1日制定
平成7年4月1日一部改正
平成9年4月1日一部改正
平成14年4月1日一部改正
平成27年2月13日一部改正
[建設部住宅政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市営住宅建替事業等を推進するため、市営住宅を明渡し入居者に対する移転料の支払いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(移転料支払対象者等)

第2条 移転料は、市営住宅建替事業等に伴い住居を移転した者を対象とし、移転料を支払う場合は次のとおりとする。

- (1) 被建替市営住宅から仮住居を経ずして直接市営住宅以外に移転した場合
- (2) 被建替市営住宅から仮住居を経ずして直接他の市営住宅に移転した場合
- (3) 被建替市営住宅から仮住居へ移転した場合
- (4) 仮住居から建替市営住宅へ移転した場合
- (5) 用途廃止住宅から移転した場合
- (6) 市営住宅の居住水準等の向上を図るために実施する住戸改善事業等により移転した場合
- (7) 借地している用途廃止対象住宅において、地権者から敷地の返還請求があり、移転した場合

(移転料)

第3条 移転料は、東北地区用地対策連絡会の「補償金算定標準書」に基づき算定する。

(移転補償契約)

第4条 移転料の支払いは、「市営住宅明渡し補償契約書(第1号様式)」により、市と第2条に定める移転料支払対象者との間で契約を締結し、これに基づき行うものとする。

(移転料の支払時期)

第5条 移転料は、住居を移転した者から市営住宅明渡し完了届(第2号様式)が提出され、当該移転の完了を確認した後に支払うものとする。ただし、当該移転者から申し出があり、かつ、市長が必要と認めるときは移転が完了する前においても移転料を支払うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月13日から施行する。

(第1号様式)

市営住宅明渡し補償契約書

市営住宅建替事業のため必要を生じた市営住宅の明渡しに関し、市営住宅入居者を甲とし、郡山市を乙としてつぎの条項により補償契約を締結する。

(契約の趣旨)

第1条 甲は、郡山市

市営住宅

号を 年 月 日までに明け渡すものとし、かつ、その市営住宅の敷地に物件（移転することにつき甲が権限を有しないものを除く。）が存するときは当該物件を移転するものとする。

(移転料)

第2条 乙は、別表記載の物件その他通常受ける損失補償として、移転料金 円を甲に支払うものとする。

2 甲は、前項に規定する損失については、この契約に基づくもののほか、一切の要求をしないものとする。

(移転料の支払)

第3条 甲は、明け渡しを完了したときは、市営住宅明渡し完了届を添えて、第2条第1項に規定する移転料を請求するものとする。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に、当該請求金額を甲に支払うものとする。

(残存物件の処理)

第4条 第1条に規定する期限後において、同条に規定する物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を処理できることとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

第5条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申し出があったときは、甲は責任を持って解決しなければならない。

第6条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 (住 所)

(氏 名)

ⓐ

乙 (住 所) 郡山市朝日一丁目23番7号

(氏 名) 郡 山 市

代表者 郡山市長

ⓐ

別 表

移 転 料 基 準

区 分	単 価	数 量	補 償 費	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税
小 計			円	円
合 計				円

(第2号様式)

市営住宅明渡し完了届

の明渡しが完了しましたのでお届けいたします。

年 月 日

郡山市長

届出者 (住所)

(氏名)

印

確 認 欄	上記届出のとおり市営住宅の明渡しが完了したことを確認いたしました。 年 月 日 (確認者職名) (確認者氏名) 印
-------------	---